

山口県循環型社会形成推進条例をここに公布する。

山口県循環型社会形成推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 循環型社会の形成に関する基本的施策
  - 第一節 循環型社会形成推進基本計画等(第八条—第十条)
  - 第二節 循環型社会の形成のための施策(第十一条—第十九条)
- 第三章 循環資源の循環的な利用の促進等(第二十条—第二十三条)
- 第四章 産業廃棄物の適正な処理の確保(第二十四条—第三十六条)
- 第五章 雑則(第三十七条)
- 第六章 罰則(第三十八条—第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、山口県環境基本条例(平成七年山口県条例第三十五号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項及び産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。))としての処分をいう。以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この条例において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。))又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))

3 この条例において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この条例において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。))。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この条例において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この条例において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この条例において「環境への負荷」とは、山口県環境基本条例第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

9 この条例において「再生品」とは、再生利用をして製造された製品をいう。

(基本原則)

第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動が自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

2 循環型社会の形成は、このために必要な措置がすべての者の適切な役割分担及び適正かつ公平な費用負担の下に講じられることにより、行われなければならない。

3 循環型社会の形成は、原材料、製品等が廃棄物等となることをできるだけ抑制することが優先されることを旨として、行われなければならない。

- 4 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。
- 5 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。
  - 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
  - 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
  - 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
  - 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する循環型社会の形成についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第五条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

- 2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し県の施策に協力する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 循環型社会の形成に関する基本的施策

第一節 循環型社会形成推進基本計画等

(循環型社会形成推進基本計画)

第八条 知事は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環型社会形成推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

二 循環型社会の形成に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、循環型社会形成推進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、循環型社会形成推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、循環型社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、循環型社会形成推進基本計画との整合を図る等循環型社会の形成について配慮するものとする。

(県民の意見の反映)

第十条 県は、循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるように努めるものとする。

#### 第二節 循環型社会の形成のための施策

(循環型社会形成推進月間)

第十一条 事業者及び県民の間に広く循環型社会の形成に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に循環型社会の形成の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、循環型社会形成推進月間を設ける。

2 循環型社会形成推進月間は、毎年十月とする。

3 県は、循環型社会形成推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(経済的措置)

第十二条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が行う循環型社会の形成に関する活動を促進するため、必要かつ適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、事業者が循環型社会の形成のための適切な措置を執ることを促進するため、適正かつ公平な経済的な負担を課する措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第十三条 県は、市町及び事業者と協力し、循環型社会の形成に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第十四条 県は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び県民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十五条 県は、民間団体等が自発的に行う原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制するための取組、循環資源に係る回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催しの実施その他の循環型社会の形成に関する活動が促進されるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術開発の支援)

第十六条 県は、事業者が行う原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用等に関する技術の開発を支援するため、技術情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査の実施)

第十七条 県は、廃棄物等の発生並びに循環資源の循環的な利用及び処分の状況に関する調査その他の循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、市町及び民間団体等との協働により、循環型社会の形成に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

(財政上の措置)

第十九条 県は、循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 循環資源の循環的な利用の促進等

(環境物品等の調達)

第二十条 知事は、県における環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下この条において同じ。)の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する方針(以下この条において「方針」という。)を定めなければならない。

2 方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項

三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3 知事は、方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、方針の変更について準用する。

5 県は、方針に基づき、環境物品等の調達を行うものとする。

(再生品の認定等)

第二十一条 知事は、県内で製造された再生品であって、その普及が循環資源の循環的な利用の促進に資すると認められるものを、当該再生品を製造する者の申請により、認定リサイクル製品として認定することができる。

2 県は、その事務を処理する場合において、当該事務の処理に必要とされている品質を備えた認定リサイクル製品及び認定リサイクル製品以外の製品があるときであって、これらの製品の品質が同等であると認められるときは、当該認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

3 県は、認定リサイクル製品の使用の促進に資するため、市町及び民間団体等に対し、認定リサイクル製品に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

(事業の認定等)

第二十二条 知事は、循環型社会の形成の推進に資する先進的な事業を、当該事業を実施する事業者の申請により、循環型社会形成推進事業として認定することができる。

2 県は、循環型社会形成推進事業が円滑に実施されるように、必要な情報の提供、技術的な援助その他の支援を行うよう努めるものとする。

(事業所の認定等)

第二十三条 知事は、事業活動において循環型社会の形成のための取組を行っている事業所であって、一般の模範となると認められるものを、当該事業所を有する事業者の申請により、循環型社会形成推進事業所として認定することができる。

2 県は、循環型社会形成推進事業所の行う循環型社会の形成のための取組が促進されるように、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

#### 第四章 産業廃棄物の適正な処理の確保

(用語の定義)

第二十四条 この章において「不適正な処理」とは、廃棄物処理法第十二条第一項の産業廃棄物処理基準(以下「産業廃棄物処理基準」という。)若しくは同条第二項の産業廃棄物保管基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)又は廃棄物処理法第十二条の二第一項の特別管理産業廃棄物処理基準(以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)若しくは同条第二項の特別管理産業廃棄物保管基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。

(土地の適正な管理等)

第二十五条 土地を所有し、管理し、又は占有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地において産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の不適正な処理が行われないよう、その適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報しなければならない。

3 産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地の土地所有者等は、当該土地について、当該産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

(処理業者の処理能力の確認等)

第二十六条 県内(下関市の区域を除く。以下この項及び第二十八条第一項において同じ。)において産業廃棄物を排出する事業者又は県外(下関市の区域を含む。)において産業廃棄物を排出し、かつ、県内において自ら若しくは他の者に委託して当該産業廃棄物を処理(運搬について

は、県内において積卸しを行う場合に限る。以下この条において同じ。)する事業者(以下「排出事業者」という。)は、当該産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。)、産業廃棄物処分業者(同項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)、特別管理産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいう。)又は特別管理産業廃棄物処分業者(同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)(以下「処理業者」という。)に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければならない。

- 2 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した排出事業者は、排出から最終処分(廃棄物処理法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。)が終了するまでの一連の処理の行程の各段階における当該委託に係る産業廃棄物の影像、当該産業廃棄物の位置に関する情報及び当該位置に係る時刻に関する情報を記録し、並びにそれらの情報を検索し、及び表示することができる機能を有する電子情報処理組織を使用することその他の方法により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認するよう努めなければならない。
- 3 処理業者は、排出事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けたときは、当該排出事業者が前項の規定により行う確認に協力するよう努めなければならない。
- 4 産業廃棄物の処理を処理業者に委託した排出事業者は、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、当該産業廃棄物の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

(平二〇条例三六・平二三条例九・一部改正)

(県外産業廃棄物の処分の届出)

第二十六条の二 県外において生じた産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を、県内の産業廃棄物の処理施設において処分(再生することを含む。以下同じ。)しようとする産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)は、毎年三月三十一日(処分しようとするに至った日が同日後であるときは、県外産業廃棄物の搬入の受入れを開始する日の前日)までに、規則で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間に搬入を受け入れようとする県外産業廃棄物について、当該県外産業廃棄物を排出する事業者ごとの県外産業廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の受入れ若しくは処分の中止又は処分の方法の変更を勧告することができる。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更(規則で定める変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平二〇条例三六・追加)

(県外産業廃棄物の搬入の届出)

第二十七条 事業者は、その排出に係る県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設において処分するために搬入(他の者に委託して行う場合を含む。以下この条及び第二十九条第二項において同じ。)しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、搬入しようとする県外産業廃棄物の一年当たりの重量が十トンを超えない範囲内で規則で定める重量に満たないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出は、県外産業廃棄物を搬入しようとする期間が一年を超えるときは、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)ごとにしなければならない。
- 3 第一項の規定による届出は、県外産業廃棄物を搬入しようとする期間の初日(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項に規定する各期間の初日)の三月前の日以後でなければ、することができない。
- 4 知事は、第一項の規定による届出を受理した場合において、当該届出に係る県外産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該届出が受理された日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該県外産業廃棄物の搬入の中止又はその方法の変更を勧告することができる。
- 5 第一項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る県外産業廃棄物を搬入してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

- 6 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更(規則で定める変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、第四項中「三十日」とあるのは、「十日」と読み替えるものとする。

(平二〇条例三六・一部改正)

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十八条 排出事業者は、自らその産業廃棄物(建設工事(廃棄物処理法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。))に伴い生ずる産業廃棄物を除く。以下この条において同じ。)を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県内に限る。)において保管しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、産業廃棄物を保管しようとする場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、排出事業者が、規則で定める面積未満の土地又は廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設の敷地において行う産業廃棄物の保管については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項(規則で定める事項を除く。)に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。産業廃棄物の保管を廃止したときも、同様とする。

(平二三条例九・一部改正)

(勧告)

第二十九条 知事は、処分業者が第二十六条の二第一項の規定による届出をしないで県外産業廃棄物の搬入を受け入れたとき、県外産業廃棄物を処分したとき又は同項の規定による届出の内容と異なる処分をしたときは、当該処分業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の受入れ若しくは処分の中止又は処分の方法の変更を勧告することができる。

- 2 知事は、事業者が第二十七条第一項の規定による届出をしないで県外産業廃棄物を搬入したとき又は同項の規定による届出の内容と異なる搬入をしたときは、当該事業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止又はその方法の変更を勧告することができる。

- 3 知事は、産業廃棄物の保管が行われている場合において、不適正な処理(保管に限る。以下この項において同じ。)が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該保管を行う者に対し、産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(平二〇条例三六・一部改正)

(公表)

第二十九条の二 知事は、第二十六条の二第二項、第二十七条第四項又は前条各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(平二〇条例三六・追加)

(搬入停止命令)

第三十条 知事は、産業廃棄物又は産業廃棄物であることの疑いのある物(以下「産業廃棄物等」という。)の保管が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に違反する疑いがあると認められる相当な理由がある場合において、生活環境の保全上緊急の必要があると認めるときは、当該保管を行う者に対し、三十日以内の期間を定めて当該保管が行われている土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかにならない場合において、引き続き当該報告の徴収又は立入検査を行う必要があると認めるときは、三十日の範囲内において、前項の期間を延長することができる。

- 3 知事は、第一項の規定による命令に係る産業廃棄物等の保管が産業廃棄物処理基準及び特別管理産業廃棄物処理基準に違反しないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

(処理施設の使用停止の届出等)

第三十一条 処分業者は、破損、補修その他の事由により、規則で定める期間を超えてその産業廃棄物の処理施設の使用を停止することとなった場合において、産業廃棄物の処理が産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準に適合しなくなるおそれがあるときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その使用を停止する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の場合には、処分業者は、産業廃棄物の適正な処理を行うため必要な範囲において、産業廃棄物の処分を委託した排出事業者に対し、速やかに、当該施設の使用を停止する旨を通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知を受けた排出事業者は、当該通知に係る産業廃棄物の処理施設への産業廃棄物の搬入の停止その他その排出に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じな



なければならない。

(事故時の措置)

第三十二条 排出事業者及び処理業者は、その産業廃棄物の処理施設(廃棄物処理法第二十一条の二第一項に規定する特定処理施設を除く。)若しくは保管場所又は運搬車、運搬船、運搬容器その他の産業廃棄物の収集若しくは運搬の用に供する施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)において火災、破損その他の事故が発生し、当該産業廃棄物処理施設等から産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

2 知事は、排出事業者及び処理業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一六条例五五・一部改正)

(処分状況の報告)

第三十三条 処分業者及び廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、産業廃棄物の処分の状況に関し、規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(平二〇条例三六・一部改正)

(報告の徴収)

第三十四条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、排出事業者、産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物の処理施設の設置者又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物の処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは産業廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物その他の産業廃棄物等の処理が行われた土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物の処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第三十六条 この章(第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、下関市の区域には適用しない。

## 第五章 雑則

(規則への委任)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

第三十八条 第三十条第一項又は第三十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十五条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平一六条例五五・一部改正)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四章及び第六章の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四章の規定の施行の際、第二十七条第一項の規定による届出に係る事項について、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三十三条に規定する行政指導に従って協議をした処分業者は、同項の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、第二十七条第三項の規定は、適用しない。
- 3 第四章の規定の施行の際現に産業廃棄物を保管している排出事業者に係る第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年十二月三十一日までに」とする。

附 則(平成一六年条例第五五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第三六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県循環型社会形成推進条例(以下「改正後の条例」という。)第二十六条の二及び第二十七条の規定は、平成二十一年四月一日以後に県内の産業廃棄物(改正後の条例第二十五条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処理施設に搬入される県外産業廃棄物(改正後の条例第二十六条の二第一項の県外産業廃棄物をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に県内の産業廃棄物の処理施設に搬入される県外産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則(平成二三年条例第九号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。